

# 資料編



資料 1

## 広尾町防災会議条例

(昭和38年4月1日条例第5号)

改正 昭和62年3月14日条例第4号

平成2年10月2日条例第15号

平成7年12月20日条例第20号

平成12年2月16日条例第2号

平成24年3月21日条例第5号

平成26年6月17日条例第10号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、広尾町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広尾町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 広尾町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、広尾町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから広尾町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから広尾町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから、広尾町長が任命する者
  - (4) 広尾町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) とかち広域消防事務組合広尾消防署長及び広尾町消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから、広尾町長が任命するもの

- (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから、広尾町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) 陸上自衛隊の自衛官のうちから、広尾町長が任命する者

6 前項の委員定数は、25名以内とする。

7 第5項第7号から同項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験がある者の中から広尾町長がこれを任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第4号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2

## 広尾町防災会議運営規則

(趣 旨)

第1条 広尾町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和36年 法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年 政令第288号）及び広尾町防災会議条例（昭和38年条例第5号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である広尾町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の召集)

第3条 防災会議は会長が召集する。

2 委員は必要があるときは会長に対して、防災会議の召集を求めることができるものとする。

(議 事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

(常任幹事)

第5条 幹事のうち若干名を常任幹事とする。

2 常任幹事は会長が指名し常任幹事会を構成する。

(委員の異動報告)

第6条 広尾町防災会議条例第3条第5項第1号、第2号、第3号及び第7号の委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、常任幹事会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料3

## 広尾町災害対策本部条例

(昭和38年4月1日条例第6号)

改正 平成2年10月2日条例第15号

### (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年 法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、広尾町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### ( 部 )

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成2年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4

## 広尾町防災行政無線の設置及び管理運営に関する条例

平成 7 年12月20日 条例第19号

(目 的)

第 1 条 広尾町の災害時における気象予報・警報や緊急情報の迅速な伝達と行政広報の徹底を円滑に行うため防災行政無線施設を設置し、その管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第 2 条 この施設の名称を広尾町防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）とし、親局を広尾町役場に置く。

(施設の構成)

第 3 条 防災行政無線は、送信施設である親局、受信施設である屋外拡声子局及び戸別受信機、並びに不感地帯の対応として設置する中継局から構成される単一通信方式の施設とする。

2 親局に接続する遠隔制御局をとまち広域消防事務組合広尾消防署に設置し、当該局の運用等については別に定める。

(業務区域)

第 4 条 防災行政無線の業務を行う区域は、広尾町の全域とする。

(戸別受信機の貸与及び受信者負担)

第 5 条 戸別受信機は、広尾町に居住する世帯及び規則で定める施設等に対し、無償で貸与する。

2 戸別受信機の電気料及び乾電池の交換に係る費用は、受信者の負担とする。

(戸別受信機の保全)

第 6 条 戸別受信機は受信者の責任において管理し、異常を発見したとき及び転居等による移動が生じたときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第7条 受信者が戸別受信機を亡失または損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、規則で定める損害については、賠償を免除することができる。

資料 5

## 広尾町防災行政無線の設置及び管理運営に関する条例施行規則

平成 7 年12月20日規則第37号

### (目 的)

第 1 条 この規則は、広尾町防災行政無線の設置及び管理運営に関する条例（平成 7 年度条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (通信の種類)

第 2 条 放送の種類は、緊急通信、普通通信及び時報とする。

### (通信の範囲)

第 3 条 通信の範囲は次のとおりとする。

- (1) 風水害、気象に関する予・警報の伝達、避難の勧告、指示等災害対策指導に関すること。
- (2) 行政事務の円滑な遂行を図るための広報事務に関すること。
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事務に関すること。
- (4) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (5) 時報に関すること。
- (6) その他町長が特に必要と認めること。

### (受信機の貸与手続)

第 4 条 戸別受信機の貸与を受ける者（以下「受信者」という。）は、広尾町との間に広尾町防災行政無線施設利用契約（別記第 1 号様式）を締結するものとする。

### (受信機の返還)

第 5 条 受信者が次の各号に該当する場合は、速やかに町長に戸別受信機を返還しなければならない。

- (1) 広尾町の住民でなくなったとき。
- (2) 世帯が合併したとき。
- (3) その他町長が特に必要がないと判断したとき。

(受信機を設置する施設等)

第6条 条例第5条の規則で定める施設等は、次のとおりとする。

- (1) 広尾町防災会議において避難所に指定された施設
- (2) 広尾町の所管する出先機関、保育所、公共施設
- (3) 広尾町教育委員会の所管する小中学校及び教育機関
- (4) 広尾消防署及び各分団消防会館
- (5) 病院、診療所等
- (6) 国及び北海道の出先機関
- (7) 広尾警察署及び各警察官駐在所
- (8) 広尾高等学校
- (9) その他町長が特に必要と認めた施設等

(損害賠償の免除)

第7条 条例第7条の規則で定める賠償を免除することができる場合とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 天変地異によるもの
- (2) 火災によるもの
- (3) 適正な管理の下における故障、盗難
- (4) その他、町長が損害を賠償させることが適当でないとして認めたもの

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年3月1日から施行する。ただし、この条例中戸別受信機に関する規定は、平成8年4月1日から、第2条に規定する放送の種類のうち普通通信並びに第3条第2号及び第3号の規定は、平成9年1月1日から施行する。

## 資料6

## 広尾救難所規程

第1条 広尾救難所は、広尾漁業協同組合の遭難救助規程に基づく目的達成のため広尾地区に本所・音調津地区に支所を置き以下の定めにより管理運営する。

- 2 広尾救難所の事業年度は1月1日から12月31日とする。
- 3 広尾救難所長は、次の助成により救難所の運営を行う。

①	広尾町漁業協同組合	運営費助成
②	広尾町	運営助成
③	北海道漁船海難防止 水難救難センター	指定救難所運営費 救難資器材整備（青い羽募金）
④	日本水難救済会	実地訓練経費 人命救助訓練奨励金 救助出動報奨金
⑤	北海道・市町村	水難救難活動促進事業（PB出動報奨金）

第2条 広尾救難所員は広尾漁業協同組合の組合員及び後継者により組織する。但し、広尾救難所長の認める者は救難所員となる事が出来る。

- 2 救難所員の身分を証するため、三役【所長・副所長（支所長）・救助長】、班長（実行組合長）副班長（各部会長等）、参与（救難所役員以外の組合役員）、救難所員に書面を以って委嘱する。

第3条 広尾救難所長は、次の規則・規約により救難所員の災害補償等に備える。

- ① 日本水難救済会災害補償規則
- ② 日本水難救済会償じゅつ金規則
- ③ 日本水難救済会弔慰金見舞規則
- ④ 日本水難救済会互助会規約

第4条 広尾救難所の役職は、所長・副所長・支所長・救助長・班長・副班長を置く。班長は実行組合長・副班長は部会長の充て職とする。

第5条 広尾救難所に監査部長2名を置く。

- 2 広尾漁業協同組合管理部に事務局置く。

3 広尾救難所の組織図は別紙のとおりとする。

第6条 広尾救難所長は広尾漁業協同組合長が就任し任期は組合長の在職期間とする。

第7条 第4条に定める役職の任期は、所長を除き3年とする。但し、再任は妨げない。  
任期途中で役員の欠員が生じた場合、選任された役員の任期は残任期間とする。

第8条 広尾救難所長は所を代表し会務を処理する。副所長は所長を補佐し、所長事故あるときはその職務を代理する。

第9条 広尾救難所長は必要に応じて役員会を開催し、その議長となる。

第10条 役員会の議案可否は、出席者の過半数でこれを決する。但し、可否同数の時は議長が決定する。

第11条 遭難救助規程の第4条の対策本部の設置により、広尾救難所長が本部長に就任し、必要に応じて救難所員の出動を発動する。

2 対策本部は、広尾救難所長・副所長・支所長・救助長・班長で構成する。又、必要に応じて組合役員及び副班長を招集する。

3 対策本部の事務局は管理部長・次長が務め、必要に応じて各部長を招集する。

第12条 部会長が救難所三役・班長及び参与に就いている部会は、副部会長等を選任し救難所事務局に報告する。

第13条 救助活動は、海難当事者が所属する部会が主体とした対応を行うものとする。

2 救難所長は必要に応じて出動所員増を行う事が出来る。

第14条 広尾救難所長は、救難器材の適切な管理を行うため器材管理担当責任者を選任すると共に管理担当者（救難所員）2名の配置し、不測の事態に備えるために毎月1回程度で器材の点検整備を実施して作業日報に記載する。

第15条 法令の適用を受ける救難所器材等は、その管理に当たって法令を順守し対応する。

第16条 広尾救難所長は、器材管理担当者の出役に日当を支払する。

2 出役に対する日当の額は役員会で取決めする。

第17条 救難所員が事業で往復100km以上は出張扱いとし、広尾救難所長が出張伺いの決裁

を行う。

- 2 所員の出張旅費は組合旅費規程に準じる。但し、長期に亘る場合は救難所役員会で協議決定することが出来る。

第18条 広尾救難所長は、事業に参加する救難所員に対し弁当・飲料水を支給する事が出来る。又、救難所員の労に報いるため必要と判断した時は、救難所役員会で決議する事で慰労会を行うことが出来る。

第19条 この規程の定めのない事案は役員総会で協議決定する。但し、早急な執り運びが必要な事案は三役会議で協議決定し、必要に応じて直近の役員総会で報告する。

第20条 この規程の改廃は役員総会で行う。

#### 附 則

- 1、この規程は平成26年4月14日より施行する。

資料 7

広尾海上保安署ととちかち広域消防事務組合

との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む、以下同じ）の火災について、昭和43年3月29日、海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、広尾海上保安署ととちかち広域消防事務組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の分担区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主としてとちかち広域消防事務組合とちかち広域消防局（十勝19市町村を管轄する消防本部をいう。以下「消防局」という。）が担任し、広尾海上保安署（以下「海上保安署」という。）はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は捲揚中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

第2条 消防局の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防局から要請があった場合において、海上保安署が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 巡視船による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶火災のため船舶又は陸上施設へ延焼のおそれがある場合において火災船舶又は延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認められる場合の巡視船による当該船舶の曳航
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安署の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

(消防局の協力事項)

第3条 海上保安署の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安署から要請があった場合において消防局が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安署の指定する場所への消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消防活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安署の上席職員と協議の上有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

2 消防局から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安署はこれに協力するものとする。

3 消防局は、第1項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安署に通報するものとする。

4 海上保安署から犯罪捜査のための協力の要請があった場合は、これに協力するものとする。

5 前項の場合のほか、海上保安署から第1項の調査のための協力の要請があったときは、消防局はこれに協力するものとする。

6 海上保安署は第1項の調査の内容を消防局に通報するものとする。

第5条 法令に定めのあるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安署又は消防局が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安署又は消防局が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものと

する。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担はその都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和46年4月1日から実施する。
- 2 昭和46年4月1日締結の「広尾海上保安署と南十勝消防事務組合消防本部との船舶消火に関する業務協定」は、廃止する。

資料 8

## 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村 {別掲 (以下「甲」という。)} と社団法人十勝医師会 (以下「乙」という。) とは、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第 2 条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第 3 条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第 4 条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第 5 条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第 6 条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 十勝管内各町村

乙 社団法人十勝医師会 会長

資料 9

## 災害救助法の適用

### 1 災害救助法による救助の実施

災害救助法による救助は、災害に際しての食糧、飲料水、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

町長は、災害救助法に基づき道知事が救助に着手したときは、道知事を補助し、被災者に対し必要な救助を実施する。

なお、被害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法に基づく救助に着手し、その状態を直ちに道知事に報告し、その後の処置について道知事の指示を受けるものとする。

### 2 災害救助法の適用対象

都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う（災害救助法第2条）。

### 3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用範囲については、災害救助法施行令第1条の定めによるが、広尾町における具体的基準は次のとおりである。

広尾町内の住家滅失世帯数	40世帯（全壊換算）
--------------	------------

全壊1、半壊1/2、床上浸水1/3

※ただし、北海道全体で2,500世帯を超えた場合は、20世帯

### 4 被災世帯の算定基準

#### (1) 住家の被害認定

##### ① 滅失：全壊、全焼、流失の状態をいう。

(ア) 損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

② 半壊又は半焼

(ア) 損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。または、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

(イ) 2世帯で滅失1世帯に換算する。

③ 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

3世帯で滅失1世帯に換算する。

(2) 世帯及び住家の単位

① 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(ウ) 旅館の住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

② 住家

(ア) 現実に居住のために使用している建物をいう。

(イ) 耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれを1住家として扱う。

5 災害救助法の適用手続

(1) 市町村

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準に該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちに十勝支庁長を通じ道知事に次の事項を報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 法の適用を要請する理由
- ④ 法の適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった措置及び今後とろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

(2) 支庁

支庁長は、市町村長からの報告または要請に基づき、救助法施行令第1条第1項（災害の範囲）の規定に該当し、かつ、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨当該市町村に通知するとともに知事に報告するものとする。

6 救助に必要とする措置

(1) 従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- ① 医師、歯科医師または薬剤師
- ② 保健師、助産師または看護師
- ③ 土木技師または建築技術者
- ④ 大工、左官または鳶職
- ⑤ 土木業者または建築業者及びこれらの従業者
- ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者
- ⑦ 軌道経営者及びその従業者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者
- ⑨ 船舶運送業者及びその従業者
- ⑩ 港湾運送業者及びその従業者

(2) 協力命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収容することができる。

(4) 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所または物資を保管させる場所に立入検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

ただし、これらの目的のために立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつその身分を示すための証票を携帯しなければならない。

(5) 従事命令等

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、災害救助法施行令に定める公用令書等を交付して行うものとする。

(6) 関係機関との相互協力

災害救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき知事が行う公用令書等による職務については、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務と相互に協力して行うものとする。

## 7. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額 (平成10年度)	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容する	基本額 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 加算額 冬季(10月～3月) 別に定める額	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 避難所設置費には、天幕借上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする 2 輸送費は、別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 基準面積1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,034,000円以内 3 世帯人員に応じて、基準面積、限度額の特別基準を設置する	災害発生の日から20日以内着工。ただし、厚生大臣の承認により着工期間延長あり	1 設置戸数は、全壊、全焼または流失した住家に係る世帯数の3割以内 ただし、市町村相互間で対象数の融通ができる 2 供与期間 2年以内 3 道外からの輸送費は、別枠とする							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分の支給可 3 大人、小人の差別なし	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は、別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物支給に限ること (単位:円)							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増す毎に加算	
		全壊(焼) 流失			夏	17,000	21,800	32,100	38,400	7,100	48,700
					冬	28,100	36,200	50,500	59,200	10,100	74,200
		半壊(焼) 床上浸水			夏	7,500	7,500	11,200	13,600	2,300	17,400
冬	8,900		11,800	16,800	19,800	3,300	25,000				

救助の種類	対象	費用の限度額(平成10年度)	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実績 2 助産婦による場合は慣行料金の2割以内の額	分娩した日から7日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 432,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	応急修理は、半壊(焼)した住家に係る世帯数の3割以内 ただし、市町村相互間において対象数の融通ができる
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費 1 件当たり 30,000円 2 就職支度費 1 件当たり 15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	貸与期間 2年以内 利子 無利子 別途「生活福祉資金貸付制度」が設けられているので、この制度の活用をはかること
学用品の支給	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,100円以内 中学校生徒1人当たり 4,300円以内	災害発生の日から 教科書： 1ヵ月以内 文房具及び通学用品： 15日以内	1 備蓄物は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する

救助の種類	対 象	費用の限度額（平成10年度）	期 間	備 考
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬をする者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 171,000円以内 小人（12歳未満） 136,000円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定されるもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	輸送費及び人件費は、別途計上
死体の処 理	災害の際死亡した者	洗浄、消毒等： 1 体当たり 2,900円以内 一時保存： 既存建物 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検案： 救護班以外は、慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費及び人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり 138,200円以内	災害発生の日から10日以内。ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	障害物除去を行う戸数は、半壊又は床上浸水した住家に係る世帯数の1割5分以内。ただし、市町村相互間において対象数の融通ができる
輸送費及び人夫賃	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	日当1人1日当たり ・医師、歯科医師： 17,500円以内 ・薬剤師：12,000円以内 ・保健師、助産師、看護師： 11,500円以内 ・土木技術者、建築技術者： 17,400円以内 ・大工、左官、鳶職： 20,900円以内	救助の実施が認められる期間	時間外勤務手当、旅費：別途に定める額